

# 国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律

(平成一八年六月二一日法律第七九号)

## 一、提案理由(平成一八年五月二三日・衆議院総務委員会)

竹中国務大臣 国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律に基づく交流採用の一層の拡大を図るため、同法について必要な改正を行うものであり、先般、この旨の人事院の意見の申し出が行われたところであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、交流採用の対象として、民間企業に現に雇用されている者であって、この法律の規定により当該雇用関係を継続することができるものを加えることとしております。

第二に、民間企業に現に雇用されている者の交流採用に当たっては、任命権者は、当該民間企業との間で任期中における雇用及び任期が満了した場合における雇用に関する取り決めを締結しておかなければならないこととしております。

この場合、当該取り決めにおいては、任期中における雇用に基づき、原則として、賃金の支払いその他の給付を行うことを内容として定めてはならないこととしております。

このほか、雇用保険法の特例、人事交流の状況の報告、防衛庁の職員への準用等について規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

## 二、衆議院総務委員長報告(平成一八年六月一日)

中谷元君 ただいま議題となりました国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国と民間企業との間の交流採用の一層の拡大を図るため、交流採用をする者について、交流元企業との雇用関係を継続できるようにする等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月二十二日本委員会に付託され、翌二十三日竹中総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。同月三十日質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

## 三、参議院総務委員長報告(平成一八年六月一四日)

世耕弘成君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律に基づく交流採用の一層の

拡大を図るため、交流元企業との雇用関係が継続している者の交流採用を可能とする等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、交流による癒着の防止及び行政の中立性の確保、天下り規制の強化と交流推進の在り方、官民交流の意義と目的達成のための具体策、交流の実施状況の把握とその政策評価、交流採用職員に対する公務員研修の必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川春子委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し二項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年六月一三日）

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一、国と民間企業との間の人事交流制度の目的が、行政課題に柔軟・的確に対応できる人材の育成及び行政運営の活性化であることを踏まえ、その実施状況を十分に把握し、政策評価を積極的に行うこと。
- 二、全体の奉仕者としての公務員の基本的性格にかんがみ、国と民間企業との間の人事交流の促進が、公正な公務運営に疑念を招くことのないよう十分に配慮すること。

右決議する。